

京都市京北地域でのデマンド交通システム構築及び実証運行支援業務に係るプロポーザルについての質問及び回答

○募集要領

No	質問	回答
1	京都市競争入札参加有資格者に関して指定の登録種目・登録内容はございますか。指定がある場合、指定の登録種目・登録内容についてご教示ください。	指定の登録種目・登録内容の指定はありません。
2	共同事業体にて応募する際に、A社は京都市競争入札参加有資格者でありB社が京都市競争入札参加有資格者でない場合は追加書類はB社のみ提出でよいでしょうか。	追加書類はB社のみ提出で問題ありません。
3	実施要項のイ 追加書類について、(ア) 履歴事項全部証明書～(ウ) 納税証明書の書類は原本の提出が必要でしょうか。(コピーの提出も可能でしょうか。)	原本を提出してください。
4	プレゼンテーション審査時に、デモ(例：予約画面のデモ等)を実施することは可能でしょうか。その場合、スクリーン等を活用することは可能でしょうか。	デモの実施、スクリーン等の活用はできません。提出する企画提案書に基づき実施してください。
5	プレゼンテーション審査の参加人数制限はございますでしょうか。	会議室のスペース上、5名程度まででお願いします。
6	共同事業体にて応募する際に、「共同事業体結成届出書」の提出を想定しています。左記及び募集要項記載以外に必要な追加書類はございますでしょうか。	ありません。
7	共同事業体で提出する場合、評価シートにおける評価項目の【業務実績】・【所在地】は共同事業体全体での評価になりますでしょうか。代表企業のみが評価対象になりますでしょうか。それぞれの項目に関してご教示いただきたいです。	業務実績については、共同事業体全体で評価をします。 所在地については、共同事業体に含まれる企業の所在地が京都市内であれば評価対象とします。

○委託仕様書

4 運行概要

No	質問	回答
8	乗降場所に記載ある、ドアツードア方式とは自宅から目的地への移動を指示しておりますでしょうか。	ドアツードア方式とは、自宅等の出発地から目的地まで直接送迎することを指しています。
9	車両は住民のマイカーとあるが、運行区分として公共ライドシェアの実証を想定されておりますでしょうか。	公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)での実証を想定しています。
10	仕様書4「運行概要」に「車両：住民のマイカー」との記載がある一方、「運行事業者：本市が指定する運行事業者」との記載もございます。住民ドライバーがマイカーで乗務する形態において、運行事業者はどのような役割を担う主体かについてご教示いただけますでしょうか。具体的には、以下のいずれの想定かを確認させていただきます。① 今回の委託業務の受託事業者(システム構築・実証運行支援を担う事業者)が運行事業者も兼ねる想定か ② 受託事業者とは別に、交通事業者等が運行事業者として指定される想定か また、運行管理(ドライバーの点呼・日常点検・事故対応等)についても、どのような主体が担う想定かご教示いただけますでしょうか。	ドライバーの点呼、日常点検、事故対等の運行管理業務については、本プロポーザルの受託事業者とは別に、本市が指定する交通事業者等において行います。
11	仕様書4「運行概要」に「運賃：京都市京北地域公共交通会議で決定する」との記載がございます。実証運行開始(令和8年10月1日)までのスケジュールを踏まえ、交通会議における運賃決定の見込み時期についてご教示いただけますでしょうか。	運賃決定については7月～8月頃を想定しています。

12	仕様書4「運行概要」に「車両：住民のマイカー」「住民ドライバー30名程度」との記載がござい ます。住民がマイカーで有償運送を行うにあたり必要となる保険（ライドシェア対応の任意保険・特約等）及びドライバーへのシフト手当等の報酬については、受託者の見積範囲に含めるべきものかどうか、ご教示いただけますでしょうか。	ライドシェア対応の任意保険やドライバーへの報酬については、本市で対応するため、見積範囲外です。
13	ドライバーは住民であるという理解で良いでしょうか。	京北地域においては、運行事業者の職員・従業員が運転することも想定されますが、基本的にドライバーは住民です。
14	仕様書4「運行概要」記載の「運行事業者」とは「運行管理者」という理解で良いでしょうか。	御認識のとおりです。
15	仕様書4「運行概要」記載の「予約受付」に電話（受付時間：平日の9：00～15：00）の記載がありますが、コールセンター運営業務は本業務委託の内容に含まれるでしょうか。	コールセンター運営業務は本業務委託の内容に含まれません。
16	コールセンター運営委託先の指定はございますでしょうか。指定がある場合は委託先をご教示ください。	現時点で、運行事業者が予約を受け付けることを想定しています。しかしながら、コールセンターを別途委託業務とするかは未定であり、今後検討します。

5 業務内容

No	質問	回答
17	(1) システム構築 ウ システム要件 (ウ) ドライバーアプリ (6) その他運行開始準備業務、エ 車載器 公共ライドシェアで住民ドライバーが運転することを考えると、住民ドライバーのスマホでドライバーアプリを使えることが要件だと思いますが、その認識であっていただけますでしょうか。	原則、住民ドライバーのスマホでドライバーアプリを使えることが前提となります。そのうえで、車載器については、ドライバーアプリの機能や運用等に応じて、人数分とするか、運行事業者の職員・従業員が運転する場合等の予備台数のみを必要とするかなど、適切な台数を提案してください。
18	車載機の台数については、運用上適切な台数を提案者から提案することによってよろしいでしょうか。	
19	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム デジタルクーポン・電子上の定期券・回数券は、どのような区分で何枚程度の発行、運用を想定しておりますでしょうか。	区分、何枚程度の発行といった内容については未定であり、事業者の提案を踏まえ、具体的な運用については検討予定です。
20	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム 「乗継割引等の設定」とは、具体的などのような仕組み/運用をお考えかでしょうか。また、他交通事業者様との調整もあると考えますので、今回の実証に置ける必須要件・実証項目ではなく、今後協議の上で検討を進める項目との認識でしょうか。	今回の京北地域や他地域で展開した場合において、接続する他交通事業者と連携した乗継割引といった利用促進を検討しているものですが、御認識のとおり、今後協議のうえ検討を進める項目です。
21	(1) システム構築 ウ システム要件 (ウ) ドライバーアプリ 『ドライバーアプリからユーザーに電話ができる機能を有すること』と記載あるが走行中の電話対応は危険であるため、弊社では全国の交通事業者様からの要望を元に、遅延情報をボタン1つでお知らせできる機能を具備しております。ドライバーからの連絡についてはその方法でも問題ないでしょうか。	住所では具体的な家の場所が分からないといった、遅延情報以外の連絡も想定し、一時停車時にドライバーアプリからユーザーに電話ができる機能としたものですが、「ボタン1つでお知らせできる機能」などの代替方法での提案を妨げるものではありません。

22	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム 『LINEミニアプリによる予約機能については、対応していることが望ましい』と記載ある為、(イ) ②LINEミニアプリに記載ある内容は必須要件ではないという理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
23	(1) システム構築 ウ システム要件 (エ) 管理者Web 単一の管理画面上で運行管理をする目的についてご教示ください。また、他地域へ拡大の際に必要なとされる機能の為、今回の協議の上で管理方法、対応について検討をするという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて、本市が一元的に運行情報を把握できることを目的としたものです。御認識のとおり、他地域へ拡大した際の項目につき、具体的な管理方法等については協議のうえ検討します。
24	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム 予約締切時刻を任意に指定する意図は何か。	実証運行を進める中で、京北地域においても制度（予約締切時刻）変更や、他地域へ拡大した際にも地域の状況に応じて、個別設定できるようにすることを想定しています。
25	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム 「鉄道や路線バス等の他交通機関との乗継割引等の設定が可能なシステムであること。」とあるが、対象となるのはJR西日本バス、南丹市営バスと想定されるが、連携するシステムがあるのか。あるいは乗り継ぎの記録をどのように引継ぐことを想定しているのか。	現状、連携するシステムはありません。どのような方法なら連携が可能か、乗継記録を引き継ぐことができるか等、事業者の提案を踏まえ、具体的な運用については検討予定です。 なお、本件については各交通事業者等との調整も必要となるため、今後協議しながら進めていく想定です。
26	(1) システム構築 ウ システム要件 (ア) デマンド配車システム 仕様書5(1)ウ(ア)に「本市の敬老乗車証といった割引制度にも対応できる機能を有すること」との記載がございます。 現行の敬老乗車証の媒体（ICカード・紙等）及びシステム上での確認方法について、市としての想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。	現行の敬老乗車証については、紙媒体となっています。システム上では、アプリのユーザー登録の際に利用者自身で敬老乗車証を所有していることを登録いただき、運行事業者のWeb管理端末にもその情報が共有される想定としています。また、乗車時に利用者から紙の敬老乗車証をドライバーに提示いただくことで、改めて確認する想定としています。 なお、敬老乗車証は将来的にIC化の検討が行われており、IC化が行われた際の対応手法も併せて提案してください。
27	(4) 利用者に対するシステム利用方法の説明・指導 ア 仕様書5(4)アに「利用説明会は10回以上開催することとする」との記載がございます。開催にあたり、以下の点について市としての想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。 ① 開催場所（地区・会場）の想定はあるか ② 参加対象者（全住民対象か、利用登録希望者に限定か等）の想定はあるか	①地区については、京北地域全域を想定しています。具体的な場所については、自治会館や集会所などを想定していますが、地域住民の意見も踏まえ決定します。 ②参加対象者は全住民を想定しています。
28	(5) 実証運行支援業務 イ、(6) その他運行開始準備業務 イ・エ 仕様書5(6)イに「住民ドライバー募集チラシの制作及び印刷」、5(6)エに「住民ドライバーについては30名程度を想定」との記載がございます。 チラシ制作以外のドライバー募集及び業務委託契約、研修については受託者の業務範囲に含まれるかどうか、ご教示いただけますでしょうか。	ドライバー募集やドライバーとの業務委託契約については、受託事業者の業務範囲外です。 研修については、ドライバーアプリの使い方や全体的なシステムの運用等を説明いただくことを想定しているため、その部分については業務範囲内です。
29	(6) その他運行開始準備業務-ア パンフレットの制作及び印刷- (ウ) について、仕様書では「パンフレット様式はA3仕上がり2つ折りたたみ表裏」と記載されていますが、こちらは「パンフレット様式はA4仕上がり2つ折りたたみ表裏」でも可能でしょうか。（A3 2つ折り仕上がりだと、かなりパンフレットがかなり大きいと想定されるため）	制度説明・利用方法など掲載すべき情報が多く、A4では字が小さく、見づらくなるのが想定されるため、A3想定としています。今後協議を進めていく中で、A4とすることは可能ですが、A3で制作することとなった場合は、当初契約額の範囲内で対応してください。